

30自機企第16号

平成30年5月25日

各 位

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

新分野創成センター長 井 本 敬 二

新分野創成センター先端光科学研究分野特任教員（特任助教）の公募について  
（通知）

自然科学研究機構では、自然科学の新分野の創成を目指して、平成21年4月1日に新分野創成センターを設置し、機構内外の研究者コミュニティとの連携と協力により、新分野の創成に取り組んでおります。

つきましては、このたび新分野創成センターに設置の先端光科学研究分野において、下記の要領で特任教員（特任助教）を公募しますので、適任者の推薦、希望者へ周知をいただきたく、よろしくお願い致します。

#### 記

#### 1. 職種及び人数

特任教員（特任助教） 1名

#### 2. 研究分野

光の新たな特性や技術を応用した観測手法、制御手法を、物質科学や生命科学に適用することで融合的研究領域を切り拓く実験研究分野。

#### 3. 応募資格

博士の学位を有するか、それに相当する研究業績を有する者。レーザーを用いた光学実験の経験を有し、光学機器の扱いと光科学に関する基礎知識があることが望ましい。

#### 4. 研究・業務内容

局在した光、角運動量を持つ光などを念頭に、光の新たな特性を活用した計測制御手法を、それらがこれまであまり用いられてきていない自然科学の研究分野（特に物質科学や生命科学関連分野）に適用し、従来にない観測法・操作法を創出する研究を推進する。

関係する研究機関と連携して、このような光科学と物質科学分野あるいは生命科学分野を融合した新しい研究分野を開拓し、研究を企画、実施していただく。なお、当該特任教員は、分子科学研究所岡本グループと協力して研究を行う。

5. 採用予定期間

平成30年10月1日以降のなるべく早い時期から最長5年間（1年度毎に更新）  
（契約期間及び契約の更新については本機構年俸制職員就業規則による）

6. 給与

年俸制（4,320,000円～5,400,000円）  
（本機構年俸制職員就業規則に基づき支給する）  
（給与とは別に研究費を配分する）

7. 勤務地

自然科学研究機構岡崎地区（愛知県岡崎市）

8. 応募締切

平成30年7月27日（金）12:00 必着

9. 選考方法

先端光科学研究分野特任教員等候補者選考委員会にて調査審議を行い、新分野創成センター運営委員会が決定する。

選考は、書類審査により行い、必要に応じて、面接を行うこともある。ただし、適任者がいない場合は、再公募を行う。

10. 提出書類（(2)～(5)については6部必要）

- (1) 履歴書：写真貼付（履歴書の連絡先にE-mailアドレスを記入すること。）
- (2) 論文リスト：全著者名、論文題目、雑誌名、巻数ページ（始めと終わりのページ）、発行年を記入すること。審査のある原著論文と総説・著書などは分けて記入すること。印刷中論文及び投稿済論文は含むが、準備中論文は含めない。
- (3) 研究概要（これまでに行ってきた研究の要約）および抱負：あわせて1,000-2,000字程度
- (4) 論文別刷：主要な論文。5編以内。コピー可。
- (5) 推薦書（1通以上）または応募者について所見を伺える方の照会先（1件以上、氏名及び連絡先を明記すること）

11. 書類送付先

(電子メール)

E-mail : nins-kenkyu[at]nins.jp

※[at]を@に変換してください。

(応募書類は PDF 形式で提出してください)

(郵送)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル2階

大学共同利用機関法人自然科学研究機構事務局企画連携課研究支援係

封筒の表に「新分野創成センター先端光科学研究分野特任教員公募関係書類」と朱書し簡易書留で送付すること。

12. 問い合わせ先

(1) 研究内容等について

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

分子科学研究所教授／新分野創成センター併任教授・先端光科学研究分野長

岡本 裕巳

電話 : 0564-55-7320

e-mail : aho[at]ims.ac.jp

※[at]を@に変換してください。

(2) 給与等について

大学共同利用機関法人自然科学研究機構事務局企画連携課研究支援係

電話 03-5425-2039 (直通)

13. その他

(1)提出された書類は、返却しませんのでご了承ください。

(2)本人事においては、男女共同参画社会基本法の趣旨を尊重します。

(3)産前産後・育児・介護のための休暇・休業（育児部分休業、介護部分休業を含む。）の取得、又は業務上若しくは通勤途上による傷病に起因する病気休暇・病気休職により研究を行うことができなかつた期間がある場合には、履歴書等にその旨明記していただければ、業績を評価する際に配慮します。

以上